

地方行政サービス改革の取組状況等(令和3年4月1日現在)

自治体コード	都道府県名	市区町村名	類似団体区分
014621	北海道	南富良野町	町村 IーO

(1)民間委託

		【参考】	
	直営(※)	今後の対応方針【直営(※)を選択した団体のみ回答】	類似団体委託率 全国(市区町村分)委託率
本庁舎の清掃			98.2% 99.6%
本庁舎の夜間警備			95.6% 98.5%
案内・受付			66.7% 89.9%
電話交換			66.7% 92.8%
公用車運転			90.4% 88.6%
し尿収集			100.0% 98.2%
一般ごみ収集			95.0% 97.5%
学校給食(調理)	○	現状維持	54.5% 72.5%
学校給食(運搬)			81.5% 91.2%
学校用務員事務			52.8% 38.0%
水道メーター検針	○	現状維持	95.0% 99.0%
道路維持補修・清掃等			95.3% 97.1%
ホームヘルパー派遣			96.1% 99.1%
在宅配食サービス			99.0% 99.9%
情報処理・庁内情報システム維持			99.3% 99.7%
ホームページ作成・運営			99.3% 97.8%
調査・集計			93.9% 96.3%

※令和3年4月1日現在において、直営で専任職員を置いている団体

(3)窓口業務

総合窓口の設置		窓口業務の民間委託	
設置状況	設置予定無し	予定時期	-
BPRの手法を用いた業務分析		業務改革効果	
取組状況			

委託状況		委託有
【参考】		
類似団体	全国(市区町村分)	
総合窓口設置率	委託率	総合窓口設置率 委託率
9.3%	6.6%	14.2% 27.4%

(4)庶務業務の集約化

実施状況	委託状況	対象部局		対象業務				【参考】	
実施予定無し	委託予定無し	首長部局	企業局	教育委員会	その他	給与	旅費	福利厚生	財務会計
BPRの手法を用いた業務分析		取組状況		業務改革効果					

「実施予定無し」及び「首長部局未設置団体」は「未実施の理由」を、「実施予定あり」の団体は「実施予定時期」を記述してください。
【人口が5万人未満の団体は回答不要】

類似団体	
実施率	委託率
18.5%	0.0%
全国(市区町村分)	
実施率	委託率
33.5%	3.3%

(2)指定管理者制度等の導入

		【参考】	
	公の施設数	制度導入施設数	導入率
体育館	1	1	100.0%
競技場 (野球場、テニスコート等)	1	0	0.0%
プール	0	0	
海水浴場	0	0	
宿泊休業施設 (ホテル、国民宿舎等)	2	2	100.0%
休業施設 (公衆浴場、海・山の家等)	0	0	
キャンプ場等	2	2	100.0%
産業情報提供施設	2	2	100.0%
展示場施設、見本市施設	0	0	
開放型研究施設等	0	0	
大規模公園	0	0	
公営住宅	17	0	0.0%
駐車場	0	0	
大規模公園、斎場等	1	0	0.0%
図書館	0	0	
博物館 (美術館、科学館、歴史館、動物園等)	0	0	
公民館、市民会館	4	4	100.0%
文化会館	0	0	
合宿所、研修所等 (青少年の家を含む)	1	1	100.0%
特別養護老人ホーム	0	0	
介護支援センター	0	0	
福祉・保健センター	3	1	33.3%
児童クラブ、学童館等	2	0	0.0%

前年度以降、導入が進んでいない理由

自治体職員常駐施設数

自治体職員を常駐で配置している事に対する考え方

類似団体導入率

全国(市区町村分)導入率

現状維持

種小規模な施設であるため

保健福祉センターについては、運営上現在の管理体制が望ましい。高齢者生活福祉センターについては、指定管理導入にむけ検討中。

保健福祉センターは、担当課及び一部業務委託により効率的な運営が図られる。高齢者生活福祉センター2施設のうち1施設は、制度導入までは直営する

小規模施設であり、コスト面から直営する

非常勤職員で対応しており、コスト面を含め効率的な運営が図られる

(5)自治体情報システムのクラウド化

実施済	○	類型	
		自治体クラウド	○
		単独クラウド	

【参考】	
実施率(類似団体)	
自治体クラウド	単独クラウド
92.1%	50.3%
全国	
自治体クラウド	単独クラウド
41.4%	58.6%

(6)公共施設等総合管理計画

策定済	○	策定予定		策定予定時期	
【参考】		類似団体		全国(市区町村分)	
策定割合		策定割合		策定割合	
98.7%		99.9%			

(7)地方公会計の整備

作成済	○	作成予定		作成完了予定年度	
【参考】		類似団体		全国(市区町村分)	
作成割合		作成割合		作成割合	
86.8%		85.8%			

(注1)統一的な基準による地方公会計については、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で整備するように要請されているが、当該調査の基準日はその初年度の開始時点である。

(注2)「作成済」の※印は、平成30年度決算から取引の都度、伝票単位ごとに仕訳を行う方法(日々仕訳)により令和元年度中に財務書類の作成を行う団体